

## 市民活動支援コーナー利用案内

「市民活動支援コーナー」は世田谷区で活動している市民活動団体のためのワークスペースです。打ち合わせや事務作業、活動発表、チラシづくり等に利用可能な登録制の貸し出しスペースと、プリントアウトスペース（大判印刷機、紙折機）、登録団体の活動紹介や広報のために利用できる掲示板とチラシラックがあります。

※各スペースの詳細は、ウェブサイト【生活工房 施設案内 | 市民活動支援コーナー】をご覧ください。

### 【登録について】

市民活動支援コーナーの貸し出しスペース、プリントアウトスペース、紙折機等を利用するには、団体登録が必要です。貸し出しスペースおよび設備を利用できる団体は、以下のすべてに該当することを条件とします。

#### 1. 利用できる団体

- (1) 公益的な目的をもって市民が自発的かつ自立的に活動する団体、または活動を行おうとしている団体であること
- (2) 以下に掲げる活動に該当する活動で、不特定かつ多数のものの利益の増進に寄与することを目的に活動を行う団体であること
  - ① 保健、医療、福祉の増進を図る活動
  - ② 社会教育の推進を図る活動
  - ③ まちづくりの推進を図る活動
  - ④ 学術、文化、芸術またはスポーツの振興を図る活動
  - ⑤ 環境の保全を図る活動
  - ⑥ 災害救援活動
  - ⑦ 地域安全活動
  - ⑧ 人権の擁護または平和の推進を図る活動
  - ⑨ 国際協力の活動
  - ⑩ 男女共同参画社会の形成の促進を図る活動
  - ⑪ 子どもの健全育成を図る活動
  - ⑫ 情報化社会の発展を図る活動
  - ⑬ 科学技術の振興を図る活動
  - ⑭ 経済活動の活性化を図る活動
  - ⑮ 職業能力の開発または雇用機会の拡充を支援する活動
  - ⑯ 消費者の保護を図る活動
  - ⑰ ①～⑯に掲げる活動を行う団体の運営または活動に関する連絡、助言または援助の活動
- (3) 営利を目的としない団体であること
- (4) 以下に掲げる特定非営利活動促進法第2条第2項第2号の趣旨に沿った団体であること
  - ① 宗教の教義を広め、儀式を行い、および信者を教化育成することを主たる目的とするものでないこと
  - ② 政治上の主義を推進し、支持し、またはこれに反対することを目的とするものでないこと
  - ③ 特定の公職の候補者（当該候補者になろうとする者を含む。）もしくは公職にある者または政党を推薦し、支持し、またはこれらに反対することを目的とするものでないこと
- (5) 団体情報の公開を承諾した団体であること（「4. 登録情報の公開について」参照）
- (6) 3名以上で構成された団体であること

- (7) 代表者または構成員の2分の1以上が世田谷区内に住所、勤務先または通学先を有する団体であること
- (8) 世田谷区内に本部もしくは活動拠点を有するまたは主な活動範囲が世田谷区内の団体であること
- (9) 利用目的または内容が、暴力団（世田谷区暴力団排除活動推進条例〔平成24年12月世田谷区条例第55号〕第2条第1号に規定する暴力団）の組織としての活動を助長し、または暴力団の組織としての運営に資することとなるおそれのある活動でないこと

## 2. 登録方法

「市民活動支援コーナー利用登録申請書」（ウェブサイト「市民活動支援コーナー予約システム」からもダウンロードできます）に必要事項をご記入の上、市民活動支援コーナー受付窓口にご提出ください。併せて、日頃の活動内容が分かるパンフレットやチラシ等もご提出ください。

## 3. 利用登録証の交付について

利用登録した団体には、後日「利用登録証」（IDとパスワード記載）を郵送で交付します。  
市民活動支援コーナーの利用予約および利用の当日、利用登録証を窓口で提示してください。

## 4. 登録情報の公開について

登録された団体情報のうち、以下の項目は、市民活動支援コーナーにて「活動紹介ファイル」として一般公開されます。

- (1) 団体名
- (2) 代表者名
- (3) 団体の活動地域、活動分野および活動内容
- (4) 団体区分
- (5) 団体の活動紹介

## 5. 登録に関する注意事項

- (1) 登録した内容に変更が生じた場合は、速やかに変更内容を当コーナーに届け出してください。
- (2) 同一の代表者名で2団体以上の登録はできません。
- (3) 利用登録団体であっても、下記に該当した場合は利用をお断りすることがあります。
  - ① 登録要件を満たさなくなったとき、または満たしていないことが判明した場合
  - ② 営利目的で利用された場合
  - ③ 公序良俗に反する目的で利用された場合
  - ④ その他、利用上の注意事項が守られていない場合

## **【利用について】**

### 1. 利用可能な日

- (1) 利用可能日…休館日を除く毎日  
※休館日…年末年始（12月29日～1月3日）および管理休館日（祝休日をのぞく毎週月曜日）
- (2) 利用時間帯…午前9時～午後9時  
※午前9時～午後9時までの間を1時間単位で利用できます。

## 2. 利用可能な時間と日数

- (1) 貸し出しスペースABC…利用時間上限：1日6時間、月に8日まで
- (2) プリントアウトスペース…利用時間上限：1日6時間、月に8日まで
- (3) モノクロ印刷機／紙折機…利用時間上限：1日2時間まで（ただし、次の時間帯に予約が入っていない場合は1時間単位で延長可能）  
月に8日まで

※利用時間には、準備および原状回復のために要する時間も含みます。

## 3. 予約

ウェブサイト「市民活動支援コーナー予約システム」にて24時間（システム保守の時間を除く）予約を受け付けています。利用日の3か月前の9時30分から予約受付を開始します。

※例：12月4日に利用する場合、9月4日の9時30分から予約可能となります。

【市民活動支援コーナー予約システム】 <https://shimin-yoyaku.setagaya-ldc.net/>

## 4. キャンセル／無断キャンセル

- (1) キャンセルされる場合は前日までにご連絡ください。他の利用者のご迷惑になりますので当日のキャンセルは避けてください。
- (2) 予約時間の終了時までにキャンセルの連絡がなく無断キャンセルが判明した場合、それまでに予約されている最終日の翌日から30日間、予約申請および利用を禁止します。

## 5. 利用当日について

- (1) ご利用になる前に、市民活動支援コーナー受付窓口で利用登録証をご提示ください。
- (2) 貸し出しスペース…「貸し出しスペース利用申請書」に必要事項をご記入の上、使用開始前に利用料をお支払いください。
- (3) プリントアウトスペース…「プリントアウトスペース利用申請書」に必要事項をご記入の上、使用終了後に清算してください。
- (4) 利用料は、当日現金払いのみです。
- (5) 利用終了後は必ず原状回復の上、使用した備品を受付および所定の場所にご返却ください。

## 6. チラシラックの利用について

- (1) 市民活動支援コーナー登録団体が作成した、非営利のイベント・会員募集等のチラシのうち下記に該当しないものは、チラシラックに設置できます。受付窓口に直接お持ちください。
  - ①他人あるいは他団体を誹謗中傷する内容のチラシ
  - ②他人のプライバシーを侵害するおそれのあるチラシ
  - ③公序良俗に反する内容のチラシ
  - ④下記のいずれかに該当するイベント等に関するチラシ
    - ・営利目的のイベント、会員募集、販売等
    - ・宗教の教義を広め、儀式行事を行い、および信者を教化育成することを主たる目的とするイベント
    - ・政治上の主義を推進し、支持し、またはこれに反対することを主たる目的とするイベント
    - ・特定の公職の候補者（当該候補者になろうとする者を含む）もしくは公職にある者または政党を推薦し、支持し、またはこれらに反対することを目的とするイベント

ただし、以下のチラシは利用可能です。

- ・登録団体が主催する有料イベントおよび会費有料の会員募集のチラシ  
※参加費や会費が高額の場合は、掲示をご遠慮いただく場合があります。
- ・登録団体が実施するチャリティー目的の販売、収益事業として行う販売のチラシ

## (2) サイズ／枚数／期間

ハガキ～A4判／チラシラック1段に収まる程度（約50枚程度）／申請日から概ね2カ月

※イベント等で期日のあるものは終了まで。

※掲示期間が終了したチラシは、原則、当センターで廃棄します。

## 7. 利用に関する注意事項

- (1) 市民活動支援コーナーはオープンスペースのため、会議や印刷などの作業にともなう騒音はつきものです。当コーナーの主旨をご理解の上、ご利用いただけようお願いいたします。
- (2) プリントアウトスペースのパソコンにソフトウェア等（フォント含む）のインストールは、絶対に行わないでください。また、パソコンにインストールされたソフトウェア等のコピーは禁止します。
- (3) プリントアウトスペースのパソコンデスクやプリンタ・スキャナを設置している机の上の飲食は禁止します。
- (4) 貸し出しスペースは、大きな音や声を出す等の他の利用者の迷惑になるようなイベントには利用できません。
- (5) 許可のない機器の持ち込み、電源コンセントは使用しないでください。
- (6) 飲食を目的とした利用はしないでください。利用中に飲食する場合は、汁物（カップラーメン等）、においの強いもの（ファストフード、カレー、納豆など）は避けてください。
- (7) 貸し出しスペースおよびプリントアウトスペースは、世田谷文化生活情報センターおよび世田谷区が実施する市民活動支援に関連した事業にも利用します。これらの事業については、一般的の利用予約開始日以前に予約をする場合があります。そのため、利用予約開始日であっても予約できない場合がありますのでご了承ください。
- (8) 地震等の自然災害の発生などで臨時休館する場合があります。地震や台風等、当方の責に帰することのできない事由で臨時休館となった場合、予約の振替や代替施設の手配などの優遇措置はありませんのでご了承ください。
- (9) 上記の利用条件に反した場合や、支援コーナー担当者の指示に従っていただけない場合は、利用をお断りすることがあります。

★多くの方が快適に利用できるように、ご協力をお願いいたします。

【問い合わせ先】公益財団せたがや文化財団 生活工房  
世田谷文化生活情報センター3階 市民活動支援コーナー

☎ 03-5432-1511 (9:00-21:00)

■施設案内 <https://www.setagaya-ldc.net/support/>

■予約システム <https://shimin-yoyaku.setagaya-ldc.net/>

✉ info@shimin-yoyaku.setagaya-ldc.net